

## 和歌山県監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年2月28日

和歌山県監査委員 森 田 康 友  
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う  
和歌山県監査委員 谷 洋 一  
和歌山県監査委員 多 田 純 一

### 1 監査の対象

3の監査対象機関の財務に関する事務の執行

### 2 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 収入及び支出に関する事務は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (3) 財産の取得、管理及び処分は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (4) 事業運営は、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているか。

### 3 監査の実施内容

監査対象機関	監査実施年月日
有田振興局	令和4年11月2日
紀中県税事務所	〃
和歌山県立箕島高等学校	〃
和歌山県立有田中央高等学校	〃
和歌山県立耐久高等学校	〃
和歌山県立たちばな支援学校	〃
和歌山県有田湯浅警察署	〃

### 4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務（以下「監査対象事務」という。）の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の機関の監査対象事務の執行については、重要な点において著しく妥当性を欠くと認められる事項を指摘するとともに、その他妥当性を欠くと認められる事項を注意した。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

#### (1) 指摘事項

有田振興局建設部

道路照明灯の電気料金に係る契約手続の不備等により、光熱水費の過払等が発生していたので、原因を究明するとともに、今後このようなことのないよう、事務処理の見直しを行うなど、必要な措置を講じられたい。

#### (2) 注意事項

ア 有田振興局健康福祉部

(ア) 生活保護費返還金において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

a 履行延期を承認し履行期限が翌年度以降となる債権について、債権管理簿を作成していなかった。

b 納期限から20日経過後も督促状を発していなかった。

(イ) 収入調定票兼収納状況一覧票（事後調定）において、出力されず決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

イ 有田振興局農林水産振興部

(ア) 予防治山工事に係る建設工事請負契約において、契約保証のための金融機関等の保証書等の受理前に契約を締結している事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 昨年度に引き続き、出納員の現金出納簿が作成されていなかったため、適正に処理されたい。

ウ 紀中県税事務所

収入調定票において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

エ 和歌山県立有田中央高等学校

使用料及び賃借料の支出負担行為票の取消しについて、決裁がなされていなかったため、適正に処理されたい。

オ 和歌山県立たちばな支援学校

児童生徒等送迎業務に係る賃貸借契約において、契約保証金の受入前に契約を締結している事例があったため、適正に処理されたい。